

つながり

第 11 号

一定着支援センターだよりー

発行：三重県地域生活定着支援センター

2018.12.1

もくじ

- 1 「女性の入学時差別と大学の意識はどうしておきるのか？（子育ては誰がするのか？）」
医師 蝋薙 典子
- 2 「孤立させない地域づくりを目指して」
伊勢市社会福祉協議会 伊勢市生活サポートセンターあゆみ 嶋恒 智之
- 3 「自分が自分であることを証明できない」
三重県地域生活定着支援センター
相談支援員 加藤 麻里亞

定着支援センターだより最初の寄稿は、長年医療界の第一線でご活躍しておられる蛭薙先生です。最近のニュースから感じられたことや、子育てのご苦労など、これまでの人生を語って頂きました。

〈寄稿 1〉

「女性の入学時差別と大学の意識はどうしておきるのか？（子育ては誰がするのか？）」

医師 蝋薙 典子（ひるなぎ のりこ）

原稿を頼まれてしましましたが、テーマがなんでもよいということなので 本当に取り留めのない話になってしまいました。ご容赦お願い申し上げます。

私は昭和 50 年に医学部を卒業している医師です。昨今の女学生の入学制限がおきる原因について、自分の経験から日本の状況や時代流れを振り返ってみました。

私は双子を病院勤務中に出産しました。そのときに産休は 6 週間、育児休暇なしとい

う時代でした。

私の在学当時は女学生が全体に占める割合はかなりの間全国的に10%位でした。

それから10年、20年してからこの割合は40%から50%を占める時代になりましたが、子育て出来る時代になったのでしょうか。我々の時代は女医といえども家庭をもち子育てするのが当たり前で、同級の女性もみな頑張っています。現在では女性は独身のまま仕事を続けている人がかなりいるようです。(男性も同様でしょうか)

女性が戦力にならない=育児等にて女医はいずれ仕事が出来なくなるという前提なのでしょうか。そうすれば例の事件がおきるのも納得が行きます。子育ては日本全体の問題ではないでしょうか。保育園に入れず、働けない女性は周辺の若い人をみてもかなりの数となっています。私も海外から帰った時に仕事をするために、保育園入所願いを出したら、なぜ働くなければならないかと市役所の窓口で言われました。一瞬働くのが悪いのだろうかと思ってしまいました。

再就職希望し、経験もある若い人が入園できずに仕事を続けるのは現在でもじじ?ばばの援助が中心になっているようです。男性が育児休暇をとったり、家事に50%程度協力してくれるでしょうか。池上さんの報道では家事に協力する男性は世界で日本が最低でわずか4%程度ということでした。

短期間の海外生活の後私はばば様に一生負担をかける訳にもいかず、やむなく当直しなくともよい環境を選びました。こういったことが女性は仕事をすべきでないという考え方になるのだと思います。母親が夜間の仕事をする時は男性が仕事を休むなり、保育園で世話をしてもらうという発想はないのでしょうか。もし男性がしばしば休暇をとれば即首になるのでしょうかね。そもそもその責任をばば様が負わなければいけないのでしょうか。ばば様に負担をかけずに仕事を続けるのが不可能な環境について私は現実に立ち向かう事はできませんでした。

仕事をするのが社会的義務であると考え、それにふさわしい職業として医師を選び、入学しました。そんな気持ちがまだ温かいときに、苦手なドイツ語教授には女性は税金泥棒と言われました。国公立の大学で医師を育てるのはかなりの税金が必要だということのようでした。それは女性だけの責任でしょうか。

医学部を選択するときに私の父も医師でしたが医師を薦められたわけではなく、一言だけ医師は頭が良くなくてもなれると言ったことで後押ししてくれました。今ではこの言葉に納得がいきます。研究者になる医師はさすがに強固な意思と頭脳が必要ですし、こういった医師の講義を聴くたびに感心してしまいます。しかし患者さんにわかりやすく説明をしたり、自分のできる範囲で最善を尽くすのに最高の頭脳が必要でしょうか。感性や思いやりそれに加えて冷静な判断があればなんとかなるのではないかでしょうか。私は自分の頭脳をあまり信用していないので時々セカンドオピニオンさせて頂いています。

次に私の子育ての話をします。双子の2歳前に主人がブタペスト(ハンガリー)で仕

事をすることになり、壮絶な子育てはどこでしても同じと考え、仕事を辞め同行しました。退職前の病院にもどることはできず、仕事の再開については不安のままでした。生後6ヶ月で仕事に復帰、生後3ヶ月位で保育園に預け、母の協力を得るも、頻回の高熱が交代して続き、やむなく一人のみ保育園に預け、片方を主人の両親にあづけ、途中で私が主人の実家にいったり、土日は我々育児をし、当直も行うという業務を続けていました。このようなときに主人の海外赴任がきましたので、ようやく仕事を辞める決心をしました。子供が2歳前の時です。海外での24時間の育児と家事は結構仕事よりも大変でした。仕事しか頭になかった自分に、ハンガリーの生活で、仕事と生活を楽しむという両面があるのに初めて気がつきました。金曜日の午後になると母子が同時に帰宅してくる様子を毎週眺めていました。ハンガリーでは保育園は100%完備しており、女性も胸をはって仕事をしている様子でした。1年間の海外生活でしたが、それから数年しないうちにハンガリ一人がオーストリアに脱出する事件があり社会主義は崩壊しました。

我々団塊世代女性と男性とで受けてきた教育が同じはずなのにすいぶん受け止め方は男女で違っています。戦争間もない時期でもあり自由と平等という言葉に惹かれました。私は男女平等と勘違いしたのでしょうか。しかしながら男性は家庭で、亭主関白の意識を教育され家事一切をしないことを許されていました。我々の年齢の男性の家事能力はかなり低いものでしたが、これは現在でも続いているようです。

東京医大の問題が今取り上げられているのは、やっぱりという気持ちがありますが、事件の後はなんと女性学長が誕生したことではありませんか。社会はこれから変わるのでしょうか。

さて子育てもとっくに終わり、孫もできて、まだ仕事を続けていますが、今度は自分の時間を振り返って十分に税金泥棒と言われない程度に仕事をしてきたかと問われるると自信がありません。50歳をすぎてから脚の手術を何回も繰り返し、ロコモティブ症候群になりながら、外出し、リハビリし、仕事をし、家事は手抜きをし、母に付き添い、なぜ頑張っているのでしょうか。小学生時代に仕事は社会に貢献するために行うと教えられた事が意識の底にあるのでしょうか。定年すぎても社会に貢献したのかと自問してしまいます。

なんとか社会に貢献できたと思って仕事や人生を去ることができればと思い仕事を続けているこの頃です。

蛭薙先生、大変お忙しい中、原稿を書いて頂きありがとうございます。まだそんなにも多職種連携が言われていない頃から一緒に考えて下さり、神経難病や認知症、リハビリの分野でも相談に乗っていただき、助けていただいています。いつもありがとうございます。

続いては、三重県社士会の副会長であり、伊勢市社協で生活困窮の仕事に携わっておられる嶋恒さんからの寄稿です。

〈寄稿2〉「孤立させない地域づくりを目指して」

伊勢市社会福祉協議会 伊勢市生活サポートセンターあゆみ 嶋恒 智之

孤立させない地域づくりを目指して

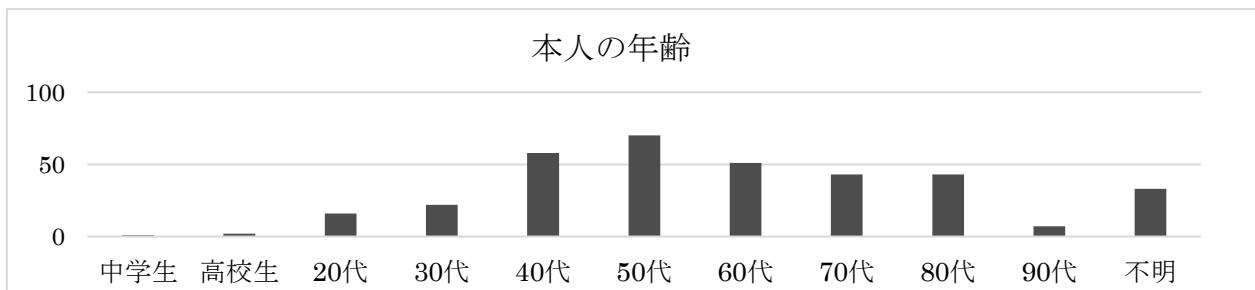
現在、「自分ではSOSを発信できない」、「制度のはざまにより福祉サービスが利用できない」など生活に困りごとをかかえている人が全国で増えています。

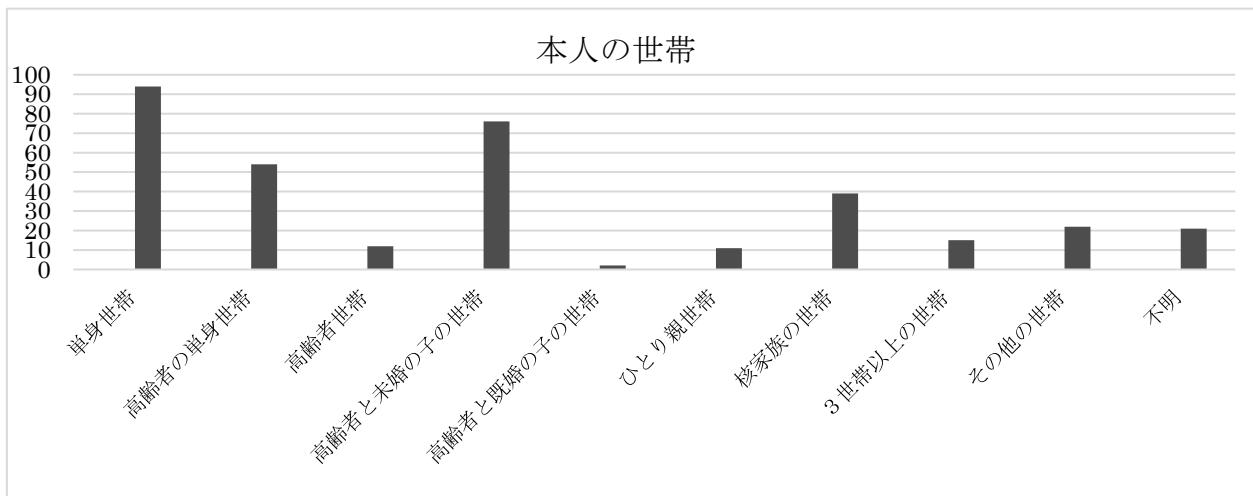
伊勢市社会福祉協議会（以下「伊勢市社協」という）では、伊勢市からいせライフセーフティネット事業の委託を受け、平成29年4月から『伊勢市生活サポートセンターあゆみ』（以下、「あゆみ」という）を開設し、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）を配置しています。

CSW（生活困窮者自立支援事業と兼務）は、既存の福祉サービスでは対応が難しいひとり暮らし高齢者や障がい者を支える家庭、生活困窮やひきこもり、ゴミ屋敷など様々な生きづらさを抱え困っている人達に対して寄り添い、専門的な相談や様々な支援を行っています。

相談を断らない・解決をあきらめない窓口の設置

「相談を断らない」「解決をあきらめない」を方針に活動した結果、介護や障がい、子育ての相談だけでなく、8050問題や40～50代のひきこもりなど、これまでの制度では十分に対応できなかった相談があゆみにつながり、平成29年度は新規相談が346件（男性：185件、女性：157件）、延べ相談対応は3,467件となりました。





多職種・多機関連携を進める地域福祉ネットワーク会議

C SWが積極的にアウトリーチ（訪問）したことにより、今まで未解決であったゴミ屋敷などを、地域住民や福祉関係者、行政等が連携し解決できるようになりましたが、現状の支援だけでは解決できない課題も残りました。

そこで、平成30年度からは、市内の地域包括支援センターの4圏域（日常生活圏域）で「地域福祉ネットワーク会議」を開催することになりました。

この会議は、各圏域の地域課題を関係者で話し合い、支援者の仲間づくりや新たな社会資源の開発の場となっています。

[地域福祉ネットワーク]

圏域	実施月	参加人数	地域課題（検討テーマ）
東	6月	34人	心に不安を抱えている一人親
中部	7月	35人	複合的な要因が絡む虐待ケース
南	8月	45人	精神障がい者を地域で支える
西	9月	35人	集合住宅が抱える課題

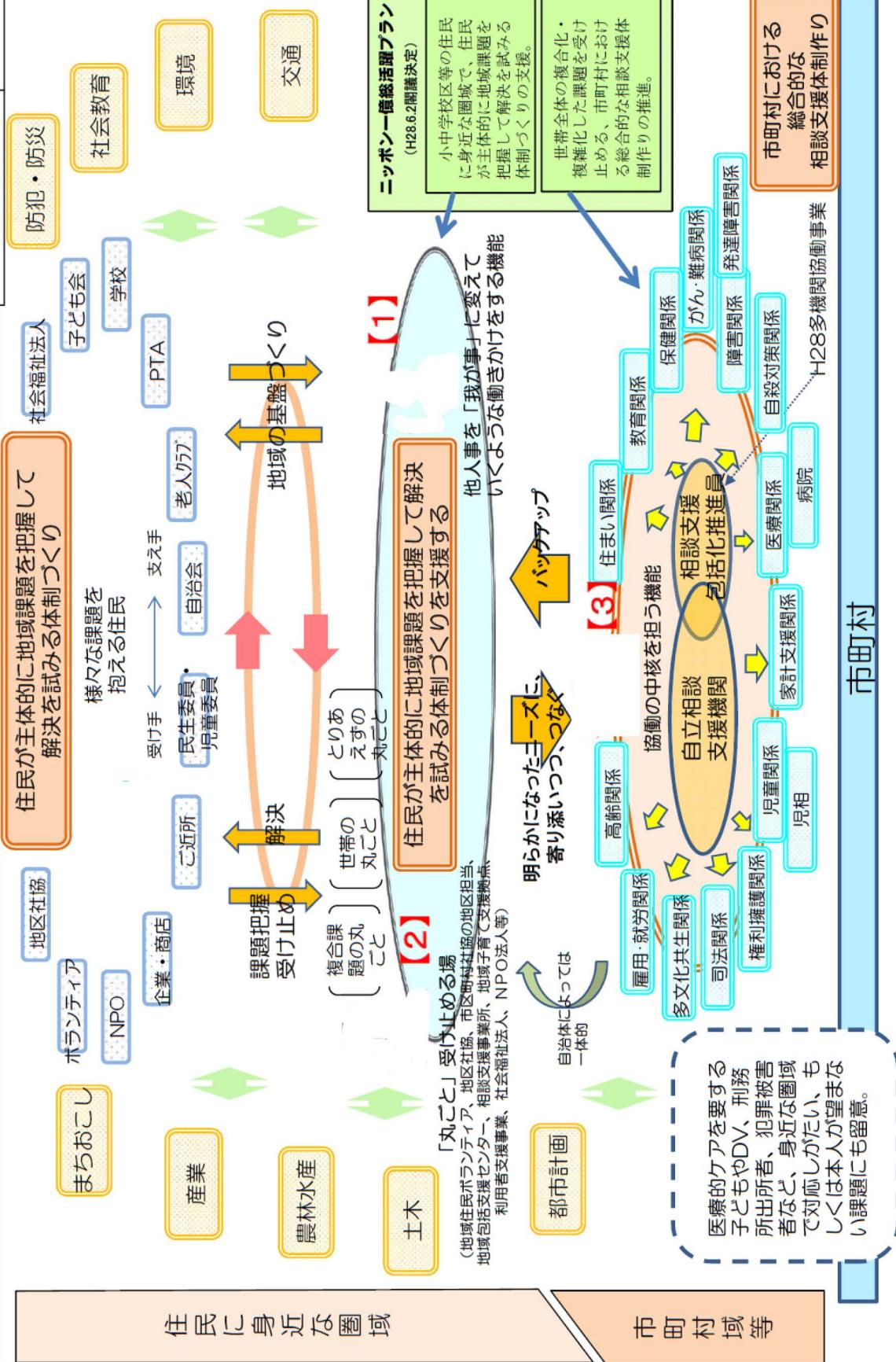
地域共生社会の実現に向けて

伊勢市社協では、今まで様々な地域福祉活動を展開し、地域福祉の推進に取り組んできました。これからも新たな福祉課題が出てくるとは思いますが、行政と協働して「住民主体の課題解決力」の強化を図り、「総合的な相談支援体制づくり」を推進することで、孤立させない地域づくりを目指していきます。

鳴恒さん、大変お忙しい中、本当にありがとうございました。若さとパワー、いつもの笑顔でこれからも地域づくりを強力に推進して下さい、ご健闘をお祈りします。

地域における住民主体の課題解決力強化・包括的な相談支援体制のイージ

参考資料 1



続いて、平成30年4月から、定着支援センターの相談支援員の加藤さんからの寄稿です。

〈寄稿3〉「自分が自分であることを証明できない。」

三重県地域生活定着支援センター 加藤 麻里亞

地域生活定着支援センターの相談支援員として支援の中で感じたことを書きたいと思います。私はこれまで福祉の支援をしてきましたが、地域生活定着支援センターでの対象者の支援では今までにぶつかったことのないような壁にぶつかることがあります。

ひとつは身分証明の問題です。私たちの最も身近な身分証明証といえば運転免許証ですが、地域生活定着支援センターが関わる方はほとんど運転免許証を取得されていない方ばかりです。また、福祉の支援では介護保険証や障害者手帳などを確認して支援することも多いと思いますが、地域生活定着支援センターの対象者は生活保護を受給されている方も多いので健康保険証などもありません。本人確認のための身分証明証を持っていないことがあります、自分が自分であることを証明できないのです。

私が関わった方は、生活保護を受給されている無年金で障害のない自立の60代後半の高齢者でした。障害がありませんので療育手帳や精神障害者保健福祉手帳、身体障害者手帳も該当しません。そこで誰でも取得できると言われているマイナンバーカードを取得しようと考え試みましたがなんとマイナンバーカードにも立ちはだかる壁がありました。マイナンバーカードは申請時もしくは交付時に本人確認書類が必要となります。本人確認書類として認められているものは、1点で確認出来るもの「顔写真付きの身分証明証（運転免許証やパスポートなど）」、2点で確認できるもの「名前と生年月日または住所が記載されたもの（健康保険証、介護保険証、年金証書、年金手帳、社員証など）」があり、これらの提示が必要です。身分証明証を受け取るためにには身分証明証が必要という大きな壁があったのです。生活保護受給中の方ですので「生活保護受給証明書」の発行は可能なのですが、それでは顔写真がない証明証なのでもう1点必要なのです。本人確認書類を2点用意することは困難を極めます。私は生活保護受給中の方ということであれば、生活保護受給証明書と担当ケースワーカーさんが本人だと証明することで対応できると有難いなあと思っています。

ふたつ目はやっとのことで取得したマイナンバーカードの身分証明証としての効力についての問題です。総務省が促進してきたマイナンバーカードですが、身分証明証として認められない場合があるのです。それは携帯電話購入時の本人確認書類としての提示したい時です。携帯キャリア事業に新規参入したある企業では本人確認書類として以前使用されていた住民基本台帳カードは認められるのですが、マイナンバーカードは認められておりません。地域生活定着支援センターが関わる方の多くはクレジットカード会社の審査が通りません。従ってクレジットカードを必要とする携帯キャリアでは購入出来ません。身分証明証とキャッシュカードで購入可能な上に格安の新規参入携帯キャリアは本当に助かります。しかし、マイナンバーカードが認められていないので携帯電話が購入出来ないという問題が起きています。私は今後どのような場面でもマイナンバーカードが身分証明証として認められるようになることを切に願います。

社会で生活していく上で身分証明証や携帯電話がないと不便なものです。携帯電話がなければ緊急時に救急車も警察も呼べませんし、身分証明証がなければ金融機関で口座の開設も出来ません。また、趣味が映画鑑賞であってもレンタルショップでDVDを借りることもできないでしょう。生活の質という面で考えても身分証明証や携帯電話が持てないというのでは、生活の質が著しく低くなるのではないですか。私は、本人が望む人間らしい生活や自分らしい生活が送れるように今後も支援していきたいと思います。

私たちのかかわる人の多くは「つながり」の薄い人たちです。
支援でネックとなるのが身分証明です。まずはご承知いただければありがたいです。

編集後記：大変遅くなりました！おかげさまで第11号を発刊することが出来ました。この機関誌は定着支援センターの事業と同様、皆さんの協力なくしては成立しません。タイトルにもあるとおり「つながり」が大切です。皆様からの寄稿お待ちしております。

定着支援センターだより「つながり」
発行：三重県地域生活定着支援センター
〒514-0003
三重県津市桜橋2丁目131
三重県社会福祉会館5階
TEL:059-221-1025 FAX:059-229-1314
メールアドレス sien-center@star.ocn.ne.jp